

平成 28 年度

第 3 回 千葉市廃棄物減量等推進審議会

会議録

日時 平成 28 年 10 月 5 日（水）午後 2 時 00 分～3 時 35 分

場所 千葉市役所 8 階 正庁

午後 2 時 00 分 開会

【森永廃棄物対策課長補佐】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより千葉市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます廃棄物対策課課長補佐、森永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、開会に当たりまして、環境局長の黒川よりあいさつを申し上げます。

【黒川環境局長】 皆様、こんにちは。環境局長の黒川です。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから本市の廃棄物行政を始め市政各般にわたりましてご支援、ご協力を賜っておりますことを、深く感謝申し上げます。

さて、次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」につきましては、当審議会から計画策定に係る基本的事項について答申を頂いたほか、委員の皆様から多数のご意見やご提案を頂きまして、内容も格段に充実してまいりました。本日は、第 2 回審議会でご審議いただきました内容に基づきまして、修正を加えた計画書や、事務局で作成した次期計画におけるスローガン案をご覧いただいた上で、更なるご意見やご提案を賜りたいと存じます。

なお、本日の審議を踏まえまして、12 月ごろにパブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からご意見を頂く予定としております。

委員の皆様には、本市の廃棄物行政の更なる推進のため、より良い計画策定に向けてお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 本日の審議会につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、委員総数 20 名のところ、16 名の出席を頂いておりますので、会議は成立しております。

なお、倉阪委員、市原委員、山本委員、福永委員につきましては、所用のためご欠席との連絡を頂いております。

続きまして、新たにご就任いただきました委員をご紹介します。

千葉市大型店会から三宅委員に就任をいただきました。三宅委員、よろしくお願いいた

します。

【三宅委員】 よろしく申し上げます。

【森永廃棄物対策課長補佐】 本日の会議の進行につきましては、会議次第に従って進めてまいります。資料につきましては、委員の皆様へ事前にお送りしておりますが、差替えや追加がございますので、本日改めてすべての資料を机上に配付させていただいております。

ここで資料の確認をさせていただきます。

次第、席次表、委員名簿に続きまして、資料 1「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」、資料 2「路上喫煙等取締り地区に喫煙所を設置し、路上喫煙・ポイ捨て防止効果を検証する実証事業について」、参考資料 1「平成 28 年度第 2 回審議会の次期計画（案）」に対するご意見と対応」、参考資料 2「今後のスケジュールについて」、参考資料 3「3 用地 2 清掃工場運用体制移行後の一般廃棄物処理施設の整備及び管理について」。

更に「平成 28 年度版清掃事業概要」、及び「路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例のお知らせ」、こちらは「吸わない 捨てない ちばのルール」という A4 三つ折り、カラー印刷のパンフレットとなっております。

以上をお配りしております。資料の過不足等ございませんでしょうか。

なお、審議会は会議録を含め公開となっております。委員の皆様におかれましては、ご承知おきくださるようお願いをいたします。

それでは、これからの議事進行については、小松崎会長にお願いしたいと存じます。小松崎会長、よろしくお願いいたします。

【小松崎会長】 それでは、早速ではございますが、議題に入らせていただきたいと思います。

議題（1）「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理計画（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

神崎部長。

【神崎資源循環部長】 資源循環部、神崎でございます。座って説明させていただきます。

議題 1 の関連、大きく分けまして 3 つございます。1 点目として、資料 1 におきまして、前回の審議会で委員の皆様方から頂戴いたしました意見を反映して修正した計画案をご説明させていただきます。2 点目として、参考資料 3 で計画事業のうち、施設の整備関係等につきましてポイントを整理しましたので、後ほどご説明をさせていただきます。そして、3 点目として、ごみ処理基本計画のスローガンの案につきましてご説明をさせていただき、

ご助言を頂きたいと存じます。

まず、資料 1「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」をご覧ください。修正した 21 か所につきまして、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、資料 1 の 2 ページ、国の法制度として環境基本法その他の環境法令を体系的に説明すべきとのご意見を受け、図に矢印などを加え表現方法を工夫させていただきました。

次に 6 ページ、家庭ごみ手数料徴収制度の導入により、どれだけごみが減ったのか一般家庭に伝わっていないなどのご意見を受け、家庭ごみ手数料徴収制度のワンポイントを充実させております。網がけで表示した文章を加えるとともに、表形式により削減効果などのデータを追加記載させていただきました。

次に 17 ページ、ごみ減量による経費削減効果をアピールすると、市民の理解が得られやすい。また、ごみ排出量を減らし、ごみ処理の費用を削減し、税金を有効に活用できることを市民に知ってもらうことが良いとのご意見を受け、ごみ量を減らしていくことでごみ処理費用を削減していく必要があるということを明記させていただきました。

次に 30 ページ、ワンポイントの循環型社会について、破線で囲ってある部分の解説の表現について、正確に記載をしたほうが良いとのご助言を基に、「再生できない」との表現を削除し、文章の表現を正確に修正させていただきました。

次に 43 ページの折れ線グラフについて、再生利用率の計画値の増減について説明を加えたほうが良いとのご意見を受け、破線で囲った形で、この理由を解説させていただきました。

次に 44 ページ、最終処分量の計画値につきましても、38 年度で大きく減少している理由を解説させていただきました。

次に 46 ページ、平成 33 年度と 38 年度の中間見直し時点で目標が達成できたかどうか判断できるように、中間見直し年度ごとに数値目標を設定できないかというご意見を受け、図 4-9、47 ページの図 4-10 について目標年次における数量を表示させていただきました。

次に 50 ページ、外食産業へ働きかけて排出抑制を促し、食品ロスを減らしていくことなどにより、食品ロスの削減に力を入れる必要があるとのご意見を受け、事業内容の中に「市内飲食店等に広く働きかけを行う」という形で表現を拡充させていただきました。

次に 51 ページ、子供のときから分別の大切さや循環型社会について学ぶことが重要であり、何らかの形で計画に反映されると良いとのご意見を受け、事業内容の（1）②に「循環型社会についての理解を深める」との趣旨を表現として加えさせていただきました。ま

た、ラップを使用しないなど、ごみの減量につながる暮らしのアドバイスについて研究し、普及させていく必要があるとのご意見を受け、事業内容の（２）①に、「分別やごみ減量に役立つ暮らしのアドバイスなどをお伝えし、市民の自発的な取り組みを支援する」との表現を追加させていただきました。

次に 53 ページ、リユース促進に寄与するイベントの開催については、例えばリユースバンクのような千葉市発の名前を付けてみてはどうかとのご提案を受け、⑥のリユース促進に寄与するイベントの中で、「リユースバンク」という表現を記載させていただきました。

次に 54 ページ、家庭ごみ手数料徴収制度の導入後、27 年度にかけて排出ごみ量が増加に転じた理由について議論していく必要がある。また、リサイクルに関する施策を強化するなど、少し時間をかけて取り組んでいくしかないとのご意見を受け、事業内容（１）①の中で、家庭ごみ手数料徴収制度についての効果検証を行うことを明記させていただきました。

次に 55 ページ、3 段書きになっておりますが、まず、「生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与」は生ごみ以外の可燃ごみ排出抑制のインセンティブが緩んでしまう懸念があるとのご意見を受け、事業内容の（１）⑦「生ごみを入れない可燃ごみの専用指定袋」との表現については、具体的手法について更に検討を進めることとして、具体的な表現を削除させていただきました。また、「フードドライブ」という言葉が浸透していないので、「フードドライブの実施など、フードバンクの活動を更に促進させる」というような表現にしてはどうかというご提案を受け、事業内容の（１）⑧の中で、そのような表現に変えさせていただきました。また、食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進につきまして、再掲等の漏れがありましたので、追加させていただきました。

次に 58 ページ、環境美化の関係について、子ども議会において、拾ったごみを分別してプール券などと交換できる制度があると良いとの提案があったことについてのご紹介を受け、事業内容（２）に「地域団体や子どもたちが参加しやすいような仕組みをつくり、美化活動の輪を広げていく」という記載をさせていただきました。

次に 61 ページ、リサイクルに向けた施策について、排出ごみ量のリバウンドを防ぐためにも、資源回収量を増やしていく施策を考える必要があるとのご意見を受け、施策展開の方向性の②として、リバウンドを防ぐためにも、様々な事業、更なる再資源化を推進し

ていくことを明記させていただきました。

次に 69 ページ、集団回収関係では、集団回収で回収した雑がみの品質向上について啓発活動に力を入れる必要があるとのご意見を受け、事業内容の(2)として、集団回収量の増加だけではなく、「品質向上に向けた取り組み」として、品質向上のための留意点などを PR する旨を記載させていただきました。

次に 72 ページ、生ごみ関係では、事業系生ごみの再生利用の促進を明確に位置づけるべきとのご意見を受け、事業内容の(2)①として、訪問指導などにより積極的に再資源化を誘導する旨、表現を強化させていただきました。

次に 74 ページ、プラスチックの関係では、単一素材プラスチックの拠点回収の実施について、事業内容と実施スケジュールの表現が食い違っており、表現を統一すべきとのご意見を受け、修正して整合を図ったところでございます。

75 ページからは基本方針 3 関係でございます。まず、空気輸送システムの課題についてご意見を受け、施策展開の方向性の①に、整理すべき時期に向け、当面の対応についての記載させていただきました。また、エネルギーの地産地消などを一つの象徴として環境保全政策に取り組んでほしいとのご意見を頂き、施策展開の方向性の②に「環境にやさしい資源循環システムの象徴として発信していく」ということを記載させていただきました。

次に 77 ページ、次世代自動車の導入は長期的な目標として位置付けるべきとのご意見を受け、事業内容の(1)に「長期的な視点で」という表現を追加させていただきました。また、3 用地 2 清掃工場体制への移行に伴い、清掃工場搬入時の待ち時間増加などへの不安の声を払拭していくような方向性を考えていく必要があるとのご意見を受け、事業内容の(2)①に、「3 用地 2 清掃工場運用体制移行に伴う収集運搬体制について検証するほか」という表現を追記させていただきました。

次に 79 ページ、独居高齢者等をどのように支援していくのかが大きな課題となっているとのご意見を受けまして、事業内容の中に、「地域コミュニティや福祉関連団体等へわかりやすく周知する」という、高齢者支援事業の表現を加えさせていただきました。

次に 81 ページ、新清掃工場におけるガス化溶融炉の導入について、建設コスト、処理方法、再生利用について科学的に分析する必要があるとのご意見を受け、事業 21 の事業内容では、品質が高いスラグを生成するということを記載させていただくとともに、84 ページ、事業 24 の新清掃工場の計画・整備の事業内容の(1)に、「建設コストを考慮しつつ」という表現を加え、ご意見を反映させていただきました。

次に、参考資料 1 についてですが、こちらには、今、ご説明させていただきました 21 項目のご意見と反映状況につきまして表形式でお示ししております。また、その他計画事業の実施方法についてのご助言など 7 項目についてもご意見を頂いております。今後の事業実施段階での対応方針などについて同様に表形式でお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思っております。

それでは、引き続き、参考資料 3「3 用地 2 清掃工場運用体制移行後の一般廃棄物処理施設の整備及び管理について」により、施設の整備及び管理・運営につきまして、ご説明いたします。

千葉市におきましては、現在、3 清掃工場、1 リサイクルセンター、1 最終処分場という体制で一般廃棄物の処理を行っております。今後の廃棄物処理施設の整備、並びに管理・運営につきまして、ここでご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、清掃工場のうちの北谷津清掃工場につきましては焼却ごみ 1 / 3 削減達成の成果を受けまして、平成 28 年度末をもって停止をする予定でございます。平成 29 年度は清掃等の廃止業務を行う予定でございます。

次に、新清掃工場でございます。こちらは北谷津清掃工場用地を活用して整備を進めるもので、今年度から環境影響評価等に着手しております。平成 33 年度からは、現工場を解体して、平成 37 年度に新工場が竣工、38 年度から本格稼働を予定しております。

次に、新港清掃工場でございます。現在、日量 405 トンの施設として運用しておりますが、設備については現状のまま、届け出をして、日量 435 トンに変更いたします。管理手法につきましては、長期責任型維持管理業務委託の手法で管理を行っております。表の一番下、ローマ数字の※iiiのところをご覧くださいませでしょうか。長期責任型維持管理業務について解説しております。これは、廃棄物処理施設の運営維持管理業務を民間事業者に長期にわたり包括的に委託する事業のことでございます。清掃工場では、北清掃工場と新港清掃工場が導入しております。

表の上に戻りまして、新港清掃工場につきましては、この長期責任型維持管理業務委託を平成 23 年度から開始して、平成 29 年度までの 7 年間の契約でございます。次期契約につきましては 8 年間を予定しており、平成 37 年度までの契約でございます。

清掃工場は常に経年劣化をいたしまして老朽化をしていくものでございます。竣工から 15 年を経過しておりますが、安定的な処理を行うために、通常運転をしながら必要な修繕を行うという基幹的修繕を予定しております。平成 30 年度から 3 年間を整備期間として、

運営いたします平成 37 年度までの性能保証を担保する予定でございます。

その後は、リニューアル整備のため、平成 37 年度に停止した後、38 年度から着工いたしまして、42 年度に竣工、43 年度からリニューアル後の稼働をする予定でございます。

次に、北清掃工場でございます。こちら長期責任型維持管理業務委託を行っており、平成 19 年度開始、15 年間の契約ということで、契約は平成 33 年度まででございます。次の契約につきましては 9 年間ということで、平成 42 年度までを予定しております。北清掃工場につきましても、将来的に基幹的な修繕を見込んでおりまして、平成 34 年度から 36 年度を予定しております。

次に、その下、新浜リサイクルセンターでございます。こちらは直営管理・運転業務委託ということで運営をしており、平成 42 年度まで稼働する予定でございます。その後の次期リサイクルセンターにつきましては、平成 40 年度に着工、42 年度に竣工、43 年度から本格稼働する予定でございます。

次に、最終処分場関係でございます。新内陸最終処分場でございますが、平成 12 年度に一部供用開始をしており、こちら平成 25 年度から長期責任型維持管理業務委託を行っております。こちらの契約期間は 10 年間で、契約は 34 年度まででございます。次期契約につきましては 10 年間、平成 44 年度までを予定しております。

次に、塵芥污水处理場でございます。これは最終処分場から排出される汚水を処理する施設ですが、こちら老朽化があるということで、平成 32 年度に着工し、34 年度に竣工、35 年度から稼働する予定でございます。

最後でございますが、新内陸最終処分場埋め立て完了後の次期処分場計画でございます。こちらにつきましては、平成 35 年度から環境影響評価等を行い、平成 40 年度着工、43 年度竣工、44 年度から稼働を計画しているところでございます。

以上が廃棄物処理施設の整備及び管理・運営につきましての今後の計画でございます。

次に、最後のテーマである、ごみ処理基本計画のスローガンについてご説明をさせていただきます。資料 1 にお戻りいただきまして、29 ページの「基本理念等の位置づけ」でございます。三角形のピラミッドがございまして、基本理念を頂点として、これまでご議論いただきました基本方針 1、2、3 を含めた体系が図示されております。これと併せまして、スローガン、いわゆるサブタイトルをこの計画書に付けるということが最後に残っております。

ここのスローガンの意味合いでございますけれども、いわゆる副題でございまして、内

容を分かりやすくする、あるいはこの計画書を広めていくという意味で、キャッチーなもの、あるいはインパクトのあるようなスローガン、サブタイトルを付けるといった視点も含め、検討を進めているところでございます。

具体的な案といたしまして、32 ページに事務局の案を 3 つ作成させていただいております。まず 1 つ目は、「ちばし参加型ごみスリム化計画～ごみを出さないライフスタイルへ～」というスローガンでございます。趣旨といたしましては、計画目標の達成には市民・事業者の協力が不可欠であることから、「参加型」のフレーズを使用し、また、減量計画ではなく「スリム化計画」と言い換えることで、読み手に身近な印象を持ってもらうこと。そして、2R を推進し、ごみを出さないライフスタイルの確立を図っていくということをお伝えするものでございます。

2 つ目は、「リデュース・リユースへの挑戦～『焼却ごみ 1/3 削減の達成』から第 2Round へ～」。趣旨といたしましては、千葉市は平成 22 年度から 26 年度まで、5 年連続で人口 50 万人以上の自治体の中で再生利用率が全国 1 位となっており、今後は 2R に重点的に取り組んでいく。26 年度に「焼却ごみ 1 / 3 削減」目標を達成したことを受け、次のステージに進むという意味の「第 2Round」と「2R」を掛けて表現をさせていただいております。

3 つ目は、「1 日 18g ごみ減量プラン～千葉を変えるワンステップをあなたから～」。趣旨といたしましては、市民一人一人が、本計画に基づき身近なところから 1 日 18g のごみ減量に取り組んで、千葉市を低炭素・循環型社会の先進都市に変えていくということをお伝えするものでございます。

このスローガンにつきましては、本日、審議会の委員の皆様より感想あるいはご助言などを頂きまして、最終的には事務局におきまして選定をさせていただきたいと考えております。

議題 1 についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【小松崎会長】 ただいまのご説明につきましては、論点を 2 つに分けてご意見を頂きたいと存じます。32 ページのスローガンにつきましては後ほどご意見を頂くこととして、まずスローガンを除く計画書全般につきまして、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、まず全般についてお伺いをさせていただきたいと思います。ご質問のある方はご挙手いただけたらと思います。ご意見でも結構です。

宍倉委員。

【宍倉委員】 先ほど説明いただきました参考資料 3 のごみ処理施設のこれからの整備・管理について、2 点ほどお伺いします。

まず、新港清掃工場で、基幹的修繕とリニューアル整備の違いはなにか。また、これを行っているときに、従来のごみ処理に影響はないか、その 2 点についてお伺いします。

【小松崎会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 まず、新港清掃工場の基幹的修繕というのは、排ガス設備や電気設備など、経年劣化で修繕をしなければいけないところが出てまいります。それぞれの機器につきましては耐用年数等もありますので、今後、平成 37 年度まで安定的に稼働させるため、必要な修繕をさせていただくという趣旨でございます。

リニューアル整備というのは、ごみ処理のプラントのすべてを更新するというものでございます。清掃工場につきましては、プラントの機器設備と建物の躯体の耐用年数が異なっております。新港清掃工場の場合は、焼却量が非常に集中しており、プラントの傷みが激しい一方で、躯体につきましてはまだ有効活用できるということで、2 世代分使う計画でございます。したがって、中のプラントのみを入れ替えるという作業がリニューアル整備でございます。

基幹的整備は必要最小限の整備に対しまして、リニューアル整備は延命化を考慮した更新のための整備手法とご理解いただければと思います。

なお、安定的に処理ができるかということでございますが、基幹的修繕につきましては部分的なものでございますので、通常の焼却処理をしながら、1 炉 1 停で 1 炉ごとに整備をしたり、あるいは全炉停止期間が 2 週間強ございますので、この期間に修繕を行うことで、通常の焼却処理には支障が出ない形で修繕を行う予定でございます。

【小松崎会長】 ほかにございますか。

岩根委員。

【岩根委員】 51 ページの出前講座の件ですが、これは自治会にとって市民に PR するのに非常にいい機会だと思うのですけれども、私の自治会ではあまり聞いたことがないので、どのくらいの頻度で、どういう内容でやられているのかお伺いします。それから、生ごみの講習会とどう違うのか。違うものだと思うので、生ごみ講習会についても同様のことをお聞きします。

【小松崎会長】 課長。

【小池廃棄物対策課長】 廃棄物対策課長、小池と申します。

まず、町内自治会等へのごみの分別や減量に関する説明会は、「今すぐ実践！ごみ減量講習会」と申しまして、町内自治会等からの要望により、職員が出向いて説明に行くという形式で、幅広く、こういったテーマで話をしてほしいというようなことを受けて実施しているものです。近年、町内自治会等からの要望が少し減っている状況で、平成 26 年度は 41 回、平成 27 年度は 10 回の開催にとどまっているところです。

今申し上げたごみ減量講習会とは別に、生ごみ関係に絞った講座を開催しておりまして、こちらは町内自治会等に専門のアドバイザーを派遣するという形で説明をさせていただいております。平成 27 年度につきましては、11 回ほど生ごみ関連の講習を実施したところです。

【小松崎会長】 岩根委員。

【岩根委員】 これをもうちょっと積極的にできないかなと思っています。要請を受けて行くというのではなくて、今後は中長期的な計画ですし、ある程度積極的に働きかけて行っていくというのが重要ではないかなと思いましたので、よろしくお願いします。

【小松崎会長】 ほかにございますか。

松坂委員。

【松坂委員】 参考資料 1 の 16 番、廃棄物の空気輸送システムの関係で、以前申し上げた意見を反映していただきましたが、1 点、確認させてください。今現状、空気輸送システムの地域では、ほかの地域と一緒にごみを有料の指定袋に入れてシューターに落とし込んでいるかと思います。しかし、ほかの地域は周りの目があるので、スーパーの袋等、指定袋ではない袋で捨てることはあまりないと思われるのに対し、空気輸送システムの地域は周りの目があまりないので、そういう点について不公平感が出てしまわないようにしていただきたいと考えています。計画書に「適正に管理していく」と書いてありますが、その中で空気輸送システムの地域の指定袋の使用について、どのように考えているのかお教えてください。

【小松崎会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 空気輸送システムの地域の集合住宅のうち、いわゆる分譲のところについては、管理組合さんもあるということや、コミュニティもしっかりしておりますので、私が見させていただいた朝のごみ出しのときには、ほぼ 100%指定袋で排出されておりました。

やや問題があると思われるのは、UR も含めた、いわゆる賃貸物件でございます。一部におきましては、直接投入ではなく 1 回コンテナに入れていただいているところもございます。また、UR とともに連携いたしまして、市職員が早朝指導をさせていただいたところもあり、当初よりは改善されてきております。ただ、気を緩めると、ご指摘のところが拡大していく可能性がございますので、不公平感を生じないように、引き続き指導等にしっかり取り組んでまいります。

【小松崎会長】 松坂委員。

【松坂委員】 継続してチェックしていかなければ、また指定袋を使用しない世帯が増えていってしまうのではないかと懸念されますので、是非、その点についてはお願いしたいと思います。

もう一つ、参考資料 3 について、新内陸最終処分場は延命しながら供用していくということですが、現在のところ、いつまでの供用を見込んでいるのでしょうか。

【小松崎会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 次期ごみ処理基本計画におきまして、焼却灰のスラグ化により資源化を進めるということ。さらに、新浜リサイクルセンターから排出される破碎不燃残渣も新清掃工場により資源化処理を行うことで、最終処分する量を減らす計画です。参考資料 3 の表の下から 3 段目の右側をご覧くださいますと、平成 49 年度ごろまで供用が可能と推定しております。

【小松崎会長】 松坂委員。

【松坂委員】 49 年度まで供用予定ということになると、この表では、契約に向けて、その 10 年前からやっていけばいいという計算になっていますが、用地の選定というのはこの 10 年の間にやるのではなく、その前にやるということですよ。

【小松崎会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 同じく参考資料 3 の表の一番下、次期処分場の計画でございますけれども、場合によっては、災害廃棄物なども発生する可能性がありますので、目標としては平成 44 年度に一部稼働させる計画であり、逆算いたしますと、平成 40 年度には着工。平成 35 年度ごろに環境影響評価等の手続に入ること。さらに、用地確保というのはかなり時間がかかりますので、平成 29 年度から 34 年度までの間に用地を確保するスケジュールで計画しているところでございます。

【小松崎会長】 松坂委員。

【松坂委員】 用地が見つかるのかどうかということも含めて、大変難しい問題だと思いますので、なるべく余裕を見ながら進めていただきたいと思います。

もう 1 点、2 清掃工場体制でゴミを処理できなくなってしまうリスクを考慮して、計画の中に内容を盛り込んだほうがいいのではないのでしょうか。

【小松崎会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 平成 28 年度末に北谷津清掃工場の停止を迎えるということで、29 年度当初から円滑にゴミを収集する必要性がございます。このため幾つか策を考えております。1 つが先ほどご説明した新港清掃工場については、現在の処理能力は日量 405 トンでございますけれども、届け出によりまして日量 435 トンに変更させていただくこと。あと、参考資料 3 の一番下の※ですが、平成 29 年度からの 2 工場体制への移行措置として、北清掃工場定期修繕時の 2 月ごろに可燃ゴミ 2,000 トン程度の民間処理を計画しております。これによりまして、28 年度から 29 年度を円滑に移行させ、その後、2 清掃工場で自立して運用していくという計画でございます。

民間施設をうまく活用するということも含めて、安定的に処理をするということにつながると思いますので、市民サービスに影響が出ないよう、最大限こういった計画を含めて取り組んでいきたいと思っております。

【小松崎会長】 松坂委員。

【松坂委員】 ゴミの有料化に入る前にも、2 清掃工場体制については重ねて懸念を申し上げたものの、我々もしようがなく賛同してしまいましたが、結局、定期修繕時等に民間に処理を委託しなければいけない状況になってしまうということは、実際に災害等々起きた場合などを考えますと、2 清掃工場体制とは本当にぎりぎりであるということを委員の皆様にもご理解いただいた上で、今後の計画を作っていかなければいけないのだと思っております。

地震等が発生したときのリスク回避についても、本来ならばしっかりとこのゴミ処理基本計画の中でうたっていかななくてはいけないのではないかなと思っておるのですが、今、神崎部長からも話がありましたとおり、きちんと処理できる計画であるということですので、一応、そういう懸念についても議事録に残していただくよう申し添えます。

将来、先ほど申し上げた新内陸の件、それから新しい清掃工場を造っていくに当たっては、越えなければいけない大きなハードルも幾つか出てくると思いますので、その点についても我々ももう一度考えていきたいと思っております。

【小松崎会長】 ほかにございますか。

伊藤委員、お願いします。

【伊藤委員】 私は家庭ごみのことについて質問させていただきます。資料 1 の 9 ページです。平成 21 年度から古紙や布類の収集回数が月 2 回から週 1 回に変わったということで、可燃ごみの収集回数が変更になり、古紙については効果が出ていると思うのですが、自分の近くの地域では、布類の回収の際、業者の方が中をきちんと見て、これは不適當だと、ほとんど置いていかれてしまいますので、布類の収集の効果について教えてほしいと思います。

また、26 年度からごみの指定袋が有料化されて、以前より袋の価格が高くなったものから、ごみをぎゅうぎゅうに詰めて、はみ出たりなんかしていて、より不衛生になったり、カラスがごみの周りに飛んできて、つついて、その後の処置が大変になったりしていますので、有料化の効果等について教えてほしいと思います。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 私からは、家庭ごみ手数料徴収制度の導入後の状況についてご説明させていただきます。

まず、導入後の減量効果につきましては、資料 1 のごみ処理基本計画の 6 ページのワンポイントとして、家庭ごみ手数料徴収制度の導入前と導入後 1 年目、2 年目の焼却ごみ量の削減状況等につきまして、記載させていただいております。

導入前は、いわゆる啓発事業などを積極的に行い、また雑がみ分別なども仕組みを整え、市民の皆様方と共にごみ削減に取り組んできたところですが、なかなかこれ以上減ることがないという状況に直面し、家庭ごみ手数料徴収制度を導入して、導入 1 年目には原単位で 8.7%の削減効果があったということで、これはほかの手法では実現できなかったものと考えております。

ごみ袋を変更したことによる影響についてですが、これまで透明に青のインクでの可燃ごみ袋、これが緑色系の袋に変わり、デザイン化された袋ということで、景観上、多少見ばえが良くなったという評価を頂いております。

カラス被害については、袋の機能ということよりも、やはりごみの出し方の問題とっております。例えば、夜から出してしまうと、カラス被害が広がってしまうことや、市でもご支援申し上げておりますけれども、カラスネット等の対策をきちんとやるかどうかということでございます。市では毎年 6 月ごろにごみステーションの状況調査を行い、カラ

ス被害があるごみステーションを抽出して、管理されております自治会様とご相談した上、ごみを出す会員の方々にごみの出し方についてチラシをもって注意喚起させていただく。あるいは、防鳥ネットをお配りするなどの措置を講じております。カラスとの戦いは厳しいところがございますけれども、引き続き、地域の状況に応じまして、自治会の方と協力しながら対策を講じてまいります。

もう 1 点につきましては、所管からお答えします。

【小松崎会長】 収集業務課長。

【薬師神収集業務課長】 収集業務課長の薬師神と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

布類の収集につきましては、出されました古いお洋服などが、主にそのまま古着としてリユースされます。ほかの方がお使いになることが難しいものについては、市で収集することができない旨、ご理解を頂ければ幸いです。

【小松崎会長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 布類の回収について、3 号委員の市原先生、それから飯田先生が、もし業者の方から何かお聞きしているようだったら教えてほしいと思います。とても分かりにくいですね、布類のことについては。

【小松崎会長】 飯田委員、お願いします。

【飯田委員】 千葉市再資源化事業協同組合の飯田と申します。

今ご指摘の布類ですけれども、やはり禁忌品というのがございまして、先ほど課長からご説明がありましたが、リユース、リサイクルに回らないものがございます。リユースというのは中古衣料として海外に回っているものが多いのですが、リサイクルとしてはいわゆる工場系で使うウエスなどに使われます。そうすると、プラスチックとかそういった化学繊維が入っているものは、それに向かないので、綿製品が一番主流になっており、それ以外のものが混入されますとどうしてもごみになってしまいます。

私ども回収業者というのは、先ほど置いていくという指摘がありましたけれども、実はそれを持っていってしまうと処分する先がないのです。清掃工場に入れるとなると、個人で搬入しなければいけなくなり、お金がかかってしまいます。古紙とかウエス類というのは千葉市内の間屋さんに納入するのですが、業者が間違えて内容を確認しないで収集すると、間屋さんが仕方ないからその禁忌品も引き取ってくれるのですが、実は処分料金だけでキロ 27 円かかってしまいます。さらに、それ以外に収集処分料金がかかりますと、キ

ロ 47 円という金額がかかってしまうのです。そうすると、大分負担がかかってしまうので、市民の皆様には申し訳ありませんけれども、禁忌品は収集をしないという方針になっておりますので、ご了解ください。

【小松崎会長】 伊藤委員よろしいですか。

ほかにございますか。宋倉委員。

【宋倉委員】 1 点ですけれども、71 ページ、剪定枝等の再資源化の推進ということですが、今年度、中央区では剪定枝のモデル事業を実施していると思います。その状況について伺いたいのと、それから、剪定枝の再資源化の推進というこの文章だけを見ると、インパクトがすごく小さいような文章の書き方、あと PR 不足もちょっと否めないのではないかとと思うので、モデル事業をやる以上、もう少しこれを文章的に「積極的推進」とか何かそういった言葉を入れて、剪定枝の再資源化をやるんだという気持ちをもう少し前面に出していただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【小松崎会長】 廃棄物対策課長。

【小池廃棄物対策課長】 廃棄物対策課長、小池でございます。

先ほど話がありました剪定枝等循環システムモデル事業を、中央区で平成 28 年 5 月から実施しているところです。27 年 5 月に 2 地区を選定してモデル事業を開始して、さらに拡充して事業を行っている状況です。

中央区の中で収集回数月 1 回の地区と月 2 回の地区を定めまして、それぞれ収集量の差異がどれくらいあるのかということを検証しているところです。また、中央区は世帯数が一番多いところですので、様々な住宅形態が存在するということで、住宅形態による収集量の違いについても調査しているところです。

現在、5 月から 9 月まで 5 か月間の実施結果ですが、月 1 回のところと月 2 回のところで大きな差が出ております。月 1 回の地区につきましては、おおむね 30% 程度の協力が得られるであろうということで事業を始めました。実際のところ、現在 5 か月で、収集した量の協力率割合がおおむね 20% です。

一方、月 2 回の地区につきましては、おおむね 50% 程度の協力が得られるであろうということで、事業を実施しました。実際のところ 5 か月間でおおむね 58% の協力率ということで、月 2 回の地区については市民の方々のご協力を頂戴して、計画に対して協力率が上回っているという状況です。やはり月 1 回ですと排出機会が少ないということで、資源化される日に出さず、可燃ごみの日に排出しているという状況になっています。

今後、3月まで中央区のモデル事業について、検証を継続しながら行ってまいります。
その先、29年度以降、できる限り早い時期に全市展開をさせていただくということで、現在内部で検討を重ねているところです。

ご指摘いただいた内容について、もう少し言葉を足して市民の方にPRできるような形に修正を加えていければと思います。

【小松崎会長】 宍倉委員、よろしいですね。

ほかにございますか。金子委員。

【金子委員】 少し話が戻るのですが、先ほど伊藤委員が質問された布類の回収です。飯田委員からも説明がありましたが、その辺りの細かい事情が市民にどれぐらい伝わっているのかというところが非常に疑問だなと思います。市のホームページの「資源物（古紙・布類）の分け方・出し方」のところを見ると、洗濯し清潔にして透明袋に入れるというぐらいまでしか書いてありません。なぜそのようにする必要があるのかとか、その後どうなるのかといったことまできちっと説明することによって、どの辺りまでなら布類として出してよいのかといったことが分かりやすくなって、さらに、収集される業者さんも質の高いものを集めることができるということになると思います。

この6分別、段ボールとか紙パックとかと並んでいると、ごみに近いような布類でも、資源として出せばいいのかぐらいの認識を持つのが一般の市民の方ではないかと思います。もしくは、より詳しく調べる手間を惜しんで、じゃあ出してしまえといって、可燃ごみとして出してしまい、きちっとした分別が行われないうことになりかねませんので、次期計画ではリユースへの挑戦というのも目標に掲げるということであれば、この辺りの取り組み、情報を市民の方に丁寧に説明するということがご検討いただければと思います。

【小松崎会長】 要望、ご意見ですね。

ほかにございますか。布施委員。

【布施委員】 せっかくですから質問させていただきますが、私が地域で一番懸念したのは高齢化の問題ですね。極端な話になりますが、独り暮らしで高齢化すると、まず間違いなくごみ屋敷にしてしまいます。全般的に言えることは、分別をしなければいけないという認識や意欲そのものが低下して、結果として、分別がうまくいかなくなってしまうのです。これは一応私の意見については反映をしていただきましたが、そういうことも含めて地域における支援の体制をよりきめ細かくしていただきたいと思います。

また、紙類についても、新聞紙等はかなり回収されてきていると思うのですが、

その他の容器包装に当たるような紙類については、まだまだ分別が可能かなと思います。

例えば、お菓なんかが入っている紙の容器がありますよね。あれだって紙類ということで、雑がみで出せると思うのですけれども、私どもでもつい気を緩めると破いて捨ててしまうということがありますので、こういったものも紙類なら紙類として分別できますよということを例示したりして、きめ細かく、分かりやすく、PR もより工夫をして指導していただきたいと思います。

また、高齢者等、あるいは引っ越しをしたりしたときの荷物の関係ですね。これは事業者をお願いして持って行ってもらうわけですが、これについては分別が事業者の段階でされるのかどうかですね。そこに衣服の布類から紙、それから粗大ごみから全部入っているわけですが、この点はどのようになっているか、確認をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、先ほど処分場の問題も松坂委員からお話がありましたが、私も懸念するところでして、残渣、灰については、骨材等に利用するということですが、以前、溶融化したもののについてはガラス化してどこまでも碎けていき、骨材としてなかなか使いにくいという話を聞きました。その辺、技術改良して、ちゃんと国土交通省でも骨材として使える、あるいはれんがとして基準に合うようになってきているのかどうかですね。これがならないと結果的には処分場の延命というのはなかなか難しいと思いますので、この点について伺いたいと思います。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 2 つのご質問を頂きました。

順序が逆になりますけれども、まず灰の処理の件でございます。スラグ化につきましては J I S 化されており、その基準に基づき良質のスラグを製造し、道路の骨材等に使うという、仕組みは定着しております。ただし、計画事業の中にも入れておりますが、今後スラグ化される量がかなり多くなってくるため、より品質の高いものを製造し、可能なところで使っていただくことを目指すことといたしております。その技術化につきましても引き続き検討させていただきたいと思っております。

もう 1 点、引っ越しごみですが、通常の引っ越しですといわゆる可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとして出すことが可能なものや古紙等の分別できるものについては早目に整理をして通常どおり排出していただくということでお願いをし、整理が追いつかない部分につきましては、許可業者さんなどの手によりまして適正に処分をするのが流れでございます。

ご指摘いただいたように、引っ越しの時期に間に合わずに、ばたばたとしてしまうことによりまして、なかなか分別が進まないというところも一部見受けられておりますけれども、最後の出口のところ、例えば清掃工場だとか、そういったところでは搬入物検査も行っておりますので、最終的には適正に分別がされるようになっております。引っ越しされる方々に実はチラシをお配りして、的確に準備を進めていただくよう、宅建業者さんなどを通じまして PR をさせていただいており、引き続き PR をさせていただこうと思っています。

【小松崎会長】 布施委員。

【布施委員】 灰の処理については、これは規格化しても売れなければいけないということがありますので、そういう品質の高いもの、これは千葉市だけで開発するのは難しいと思いますので、自治体間で協力しながら、国土交通省と連絡をとって、あるいは使っただけの建設業者、何か研究会を設けて広域的に、あるいは全国レベルで進めていただきたいなど。もちろん全国の課題でもあろうかと思っておりますので、是非そのようにしていただきたいと思います。

それから、引っ越しごみですけれども、若い人の引っ越しは、今の部長のお話で十分対応は可能かと思うのですが、私が経験しているところでは、独居の高齢者がごみ屋敷にして、最終的にはお亡くなりになるという場合であるとか、あるいはとうとう独居が続けられなくて施設に入るという場合は、ほとんどそのような整理して出すということは不可能ですので、この辺は最終的に業者の方が回収されたときに、その段階で分別をしていただいて、それぞれ出していただくということをお願いするしかないのではないかと思いますけれども、その点、もう一度、加えてお答えいただきたいのですが。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 今、ご案内いただきましたような事例もこれからますます増えていくことが予想されます。残念ながらお亡くなりになられた方におかれましては、遺族の方々が整理をされることとなりますが、なかなか整理がつかない場合などには、遺品整理という、いわゆる便利業的なところも業態としてはかなり伸ばしてきているところでございます。こういったところと許可業者が連携をして適正に処理をするようなシステムをより強固にしていきたいと思っております。

また、独居の方が入院等をされ、あるいは施設に行かれるという場合等も民業の分野になろうかと思いますが、ご紹介できるようなシステムを作り、対応していきたいと思って

います。

【布施委員】 よろしくをお願いします。

【小松崎会長】 それでは、時間が迫ってまいりましたが。

藤原委員。

【藤原委員】 一言意見ですが、84 ページ、事業 24 の清掃工場の計画・整備というところで、「建設コストを考慮しつつ」というのが追加になっていますけれども、このタイトルからすると計画及び整備ですから、ごみ処理事業というのは建設だけではなくて運営もありまして、これは恐らく整備・運営一体事業みたいな形になろうかと思しますので、ライフサイクルコストというか、運営費も含めた、維持補修費とかそういったものも含めた建設コストというニュアンスでいうと、LCC みたいな形の表現のほうが妥当なのかなと感じます。特に建設費が安くても、その分維持管理費が高くなってしまうと元も子もないと思いますので、その辺を考慮して、ちょっと含みを持たせていただければと感じております。

【小松崎会長】 それでは、最後に桜井委員、お願いします。

【桜井委員】 恐れ入ります、53 から 55 ページになりますけれども、啓発関係、特に生ごみの発生抑制に関連して 2 つ確認させていただきたいと思います。

啓発について、どこも苦しんでいるのは、単身の若者世代ということで、特に今回の 18 歳、19 歳の選挙権で、学校に行っている若者は啓発活動でたくさんの情報を浴びて、それに対してリアクションするのですが、学校に行かれていない若者層は、やはりそういう情報を浴びる機会が少ないということが判明しています。でも、そういう方々のごみの関係の意識が重要なことになってくるところがございますので、そこをどうお考えかということ、要望という形でも結構でございますけれども、今後また取り組んでいただきたいなと思っています。

一方で、ずっと議論されているかと思うのですが、外国出身の方について、やはり地域ではごみの問題を抱えていると非常によく聞くところでございます。そちらの課だけではなくて、ほかの課と連携してもいろんな啓発活動をきつとされてきているのだろうと思いますが、千葉のごみの扱いについては、レベルが高いような領域でもあるのかなという気がしていますので、そこをしっかりと啓発するというのは大変なのかなという気もしておりますが、現状と今後の見通しをお伺いしたいと思います。

【小松崎会長】 お願いします。廃棄物対策課長。

【小池廃棄物対策課長】 廃棄物対策課でございます。

ご質問いただいたのは、若年層向けの啓発についてだと思います。市内大学の横断的組織ということで、ごみ減量のボランティアグループであります「ちばくりん」という名称の団体が、平成 26 年の 2 月に立ち上がっております。様々な市内の大学、神田外語大学、敬愛大学、千葉大学等、いろいろな大学のメンバーが集まって、ごみの減量について様々な啓発活動をしていただく。そういった自主的な活動を行っている事例がございます。

そのほか単身世帯向けの啓発といたしまして、市内の不動産関連団体と連携を図って単身世帯向けの集合住宅に、ごみに関する周知啓発チラシのポスティング等を行っております。

「ちばくりん」については、今のところ三十数名というメンバー構成になっておりますので、できる限り人数を増やしていただいて、かなり広範囲で啓発活動ができるような体制を今後作っていきたいと考えております。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 もう 1 点の外国人の対策についてでございます。

現在、千葉市内には外国人の方々が 2 万人強お住まいでございます。中国、韓国の方々が多く、地域的な偏在もあります。地域によっては、なかなかごみの出し方が徹底しないというところがあり、ごみステーションを管理している町内自治会などの方々もご苦労されている部分がございます。

私どもとしては、まず、千葉市のごみ出しルールをきちんと理解をしていただくために、外国語 4 か国語の家庭ごみの減量と出し方ガイドブックを配布させていただくということで、まずご理解を頂くということ。また、特に排出状況が悪いところについては、環境事業所と町内自治会の方々に啓発を実施するなど具体的な対応を行っておるところでございます。

一朝一夕に解決できる問題ではございませんけれども、それぞれの地域によって課題も結構違っておりますので、地元の方と連携をしながら、粘り強く排出者の方々に出し方についてご理解を頂く努力を引き続きさせていただきたいと思っております。

【小松崎会長】 桜井委員。

【桜井委員】 ありがとうございます。先ほど言ったように、学校へ行っていない若年に対して、自治会の参加率は決して高くないということも相まって、やはりすごく啓発の機会が少ないと感じます。

先ほどポスティングという話がありましたけれども、我々、チラシを配るのは日常活動

でやる機会がありますけれども、やはり SNS とかをかなり活用しないと今の若い人には届かないのかなという気がしているので、自治会とかポスティングとかでは届かない領域があるのだということは、意識を高く持っていただいたほうがいいのだと思います。

外国の方については、差別、偏見につながらない形で、ただ本当に現地の方でいろいろ苦しんでいらっしゃる方々がいらっしゃるので、そこは、さっきも言いましたけれども、フィールドに即した形でしっかり調査をされたほうがいいのかなという気がしています。

最後に一つ質問です。55 ページの、前回、フードバンクとかフードドライブの話、また食品ロスの話が新しい話として出てきました。これは様々な生ごみの発生抑制事業の一つとして、新しい領域なのかなという気はしております。新しい分だけ可能性があるといえど可能性があるのですけれども、かなり不確定要素が高いという印象を持っておりまして、そもそも国のほうではどこが旗振り役をやってくれるのか、いまいち分からないというか、このフードドライブも、「農水省がやるの？ でもお金出す気ないんだよね」というような、そんな感じの動きで、ちょっと分かりづらいところがございます。このフードドライブ、具体的には食品ロスとフードバンクという 2 種類の別の事業をつなぐような形になるかと思いますが、市のほうではどの所管が中心になって進められているのか、お聞きしたいと思います。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 食品ロス対策は、中央官庁におきましては複数の官庁の合同施策として進められております。自治体ですと、やはり複数でやるとなかなか難しいところがあり、趣旨といたしましては、未利用なものを少なくするという意味では、環境サイドで切り込んでいくというのが一番やりやすいと感じております。食品ロス対策として、区民まつりなどに出席をさせていただくところも含めまして、環境サイドが中心となって取り組んでおります。

食品ロスは新しい分野の事業ですので、どこまで市民の方々に「食品ロス」、「廃棄物の減量」というキーワードを浸透させることができるのかがポイントだと思っております。より多くの方にこういったキーワードを理解していただいて、行動に移していただくということが重要でございますので、まずは様々な手法を用いまして、このフードドライブ事業の意味、意義をより多くの方に伝えていくということを今年度の目標とさせていただきたいと思います。

【小松崎会長】 桜井委員。

【桜井委員】 ありがとうございます。最近注目されているという一面もあるのですが、その一方で、実は注目されている割にはまだそんなに事業規模は大きくないというか、フードバンク自体は困窮者の支援制度なので、全く別枠というか、そういう意味では食品ロスとそれをつないだり包含するような行政の枠組みみたいなものが必要なのかなと、そんな気がしています。

余ったものをどこかに出せばさばいてくれるとか、そういう簡単なものでもないのだろうといった状況がありますが、今後、書いてしまう以上は、そちらで一生懸命やっていたくことになるのかなと思いますので、またがる事業といえますか、そういったことについては、新しい枠組みを今後検討していただけたらと思います。

【小松崎会長】 この後はスローガンについて、おおむね 10 分程度でお話をしまして、その次にもう 1 個、課題がございます。

重要な審議でございましたので、ご意見を切るといのはちょっと差し支えがありまして、多少時間が経過しておりますこと、ご了承いただきたいと思います。

それでは、続きまして次期スローガンについて、ご説明は既に済んでおりますので、ご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご挙手いただけたら幸いです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【小松崎会長】 ご意見等、ある方は遠慮なくお手を。いいですか。

資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 補足をさせていただきます。スローガンにつきましては資料 1 の 32 ページに 3 案お示しをさせていただいております。審議会で絞り込むというよりは、これをご覧いただき感想なりご助言をいただき、再整理をさせていただいて、事務局で最終的に選定をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小松崎会長】 それでは、それを踏まえまして、これでいい悪いというか、選ぶというよりはご意見を頂戴したいと思います。

桜井委員、どうぞ。

【桜井委員】 意見だけを。見せるスローガンなのか読ませるスローガンなのか、どうなんだろうかと正直言って思いました。というのも 2 番目のやつですね。「リデュース・リユースへの挑戦」うんぬんのこれ、内容がいっぱい込められていて、すごくいい感じがしたんですけども、すごく読みづらいなあという印象がありました。見かけはすごくいいなと思いますけれども、そういった観点でも整理していただけたらなと思いました。

【小松崎会長】 ほかにございますか。

伊藤委員。

【伊藤委員】 たまたま、きのうの新聞だったと思うのですが、県のほうでも 3R のことを宣伝していきまして、市も一緒にタイアップできないものではないかな。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 10 月は 3R 推進月間でございますので、イベントや啓発は協調して実施していくようなところはあろうかと思います。ただ、計画のスローガンということになりますと、これは市の計画とは別の県の廃棄物処理の計画がございます。ですから、全く同じスローガンというわけにはいきませんので、千葉市のごみ処理基本計画にふさわしい副題、スローガンを設定していくということになるかと思います。

【小松崎会長】 全体の事情とかも、県内もいろいろな地域がございますので。では伊藤委員、ほかによろしいですか。

金子委員。

【金子委員】 3 つ目の「1 日 18g ごみ減量プラン」という、非常に具体的な数値が出ているというのは、イメージにつながりやすくいいかと思うのですが、45 ページか 46 ページの説明を見ると、この 1 日 18g というのは家庭系ごみだけのことになってしまうので、事業系ごみも含めてというニュアンスからすると、このスローガンではまずいのかなと思いました。

その点、「リデュース・リユースへの挑戦～『焼却ごみ 1/3 削減の達成』から第 2Round へ～」という、次のステージの具体的なイメージというのが非常に具体的にイメージしやすいのであれば、この第 2Round へというような、次のステージに進むというのはいいのかなと私は思いました。

【小松崎会長】 ほかに。布施委員。

【布施委員】 これはなかなか言葉ではイメージできないのではないかなと思いました。スローガンで書くとするとういうことになるのかなというのは、分からないわけではないですけど。

こういうスローガンを使う場合に、イラストなんかと一緒にできないのかなと思いました。文字と同時に、「あっ、そういうことか」と訴えられるようにしていただきたい。「オリンピック 2020」と言うと、すぐ分かりますが、なかなかリデュース・リユースと言っても、「あれ、何かな」みたいになってしまうと思いますので、これは私の意見ですが、ご

検討いただければと思います。

【小松崎会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

金子委員。

【金子委員】 意見というか質問になるのですが、前計画では「ビジョン」というような言葉の使い方をしていたかと思います。それが「スローガン」という形に変わっているのはどういう意味合いがあるのでしょうか。何か意図があるのか、単に言葉の違いで意味は同じだということなのか、教えてください。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 現行計画においては「ビジョン」という言い方をしておりますけれども、基本理念、それから基本方針の体系とを見比べたときに、その「ビジョン」がどういう位置付けなのかというところがちょっと分かりづらかったというところがございます。実際の使われ方といたしましては、計画書の表紙のところにそのスローガンを入れて、副題的な扱いをしていたというところが実態でございますので、今回、「スローガン」あるいは「サブタイトル」という形に言い換えております。

【小松崎会長】 よろしいですか。どうぞ。金子委員。

【金子委員】 29 ページに三角形の図が出ていて、基本理念の三角形のとがった上の部分にスローガンが来ているというのは、ビジョンというか目的、これに取り組んだ先に実現するイメージ、そういったものが来るような受け取り方を私はしたので、そういう意味では、前回の計画のビジョンという言葉は非常にしっくりきて、そのビジョンの内容、「まだできる！ とともに取り組むごみ削減・一歩先へ」というのは、この点から非常にフィットしていたのかなと。その辺りのこの「スローガン」の扱い方をもう少し工夫されるといいのかなという意見です。

【小松崎会長】 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【小松崎会長】 それでは、次に議題（2）「その他」についてご説明いただきたいと思います。資料 2 について、ご説明願います。

資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 それでは、資料 2 とリーフレットを用いましてご説明をさせていただきます。

現在、路上喫煙の対策の一環といたしまして、喫煙所を実証事業的に設置し、その効果

を検証する事業を検討しております。これにつきましてご報告をさせていただき、ご助言等がございましたらお伺いしたいという趣旨でございます。

まず、リーフレットからご説明をさせていただきたいと思います。

路上喫煙とポイ捨てが禁止をされており、路上喫煙につきましては、取締り地区では路上喫煙が禁止行為でございます。ポイ捨てにつきましては、屋外の公共の場所でのポイ捨てが禁止されており、これは全市域が対象であります。この条例に定める禁止行為に違反をした場合、直ちに過料 2,000 円が科されるということでございます。

取締り地区は、JR 千葉駅東口、稲毛駅周辺、海浜幕張駅、そして蘇我駅周辺の 4 地区が指定をされており、市が委嘱をした巡視員が取締り地区内の道路、公園、その他を含め公共の場所におきまして巡視をし、違反者がおりましたら過料を適用しております。

次に資料 2 は実証事業の概要でございます。まず、左上の「1 事業の目的等」でございます。路上喫煙等取締り地区における喫煙率は、平成 23 年 7 月の過料徴収直罰化の導入等により、大きく減少をしております。これにつきましては下のグラフをご覧ください。さらに、路上喫煙等を低下させるための対策として、喫煙所を設置し、路上喫煙、ごみ散乱の防止効果や粉塵濃度測定などによる周辺環境への影響について調査・分析を行うことが趣旨でございます。また、この実証事業におきまして、喫煙所設置の効果、課題を検証するとともに喫煙所の維持管理費の調達の可能性についても検討する予定でございます。

「2 実証事業（案）の概要」でございます。事業の期間はおおむね 5 年間、喫煙所の設置は 1 か所、設置場所につきましては海浜幕張駅周辺を念頭に検討いたしております。これは設置場所としてのスペースが確保できるかどうか、もう一つ、オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、市外からの来訪者数も考慮して検討したものです。

これまで、例えばワールドカップにおきまして、日本人はごみ拾いをしたりしまして、世界中から称賛されたということが記憶にございます。海外から多くの方が来る 2020 年のオリンピック・パラリンピックのときに、千葉に来て、千葉では路上喫煙も多く、またポイ捨てもあるということがありますと、やはり本来マナーではありますけれども、大変恥ずかしいということになります。こういったことがないようにということも踏まえて実証事業をするということでございます。

設置場所の選定基準についてですが、駅から近く、喫煙者を誘導しやすいこと、設置する喫煙所に見合う広さを確保できること、歩行動線から外れており、通行人に対する影響が少ないことなどを検討しております。

検証の項目といたしましては、路上喫煙率、ごみ散乱の実態調査、喫煙所の利用者数とはみ出し喫煙者数の調査、粉塵濃度の測定、苦情等の件数の調査、そして喫煙所での広告料による維持管理費調達の可能性の調査などを予定いたしております。

経費につきましては、喫煙所の設置、実証期間中の維持管理費を含め JT さんにご負担をいただく予定でございます。

形状・広さ、そしてイメージ図をご覧ください。今、設置される喫煙所というのは仕切りをかなり高くして、煙を拡散していくよう、このような形状が主流とお聞きしております。また、クランク式にすることにより、はみ出し喫煙を少なくする工夫をするなど最先端の設計を基に実証施設を検討してまいる予定でございます。

スケジュールについては、今年度は関係者との協議、調整を行うとともに、動線調査等を行って、設置場所の選定を行います。

平成 29 年度には実証事業用の喫煙所を設置し、実証事業を開始し、5 年間継続して実証事業を行う予定でございます。

なお、参考 1 といたしまして、各政令市の状況、罰則の適用の状況、そして喫煙所の設置の状況について、資料でお示ししております。

また、参考 2 として、平成 21 年の第 4 回定例会におきまして採択された陳情をまとめています。その趣旨でございますが、「公共的な空間は原則全面禁煙であるべきで、喫煙所の設置は、受動喫煙被害が生じる恐れが高まる。その維持管理に税金を投入し、喫煙を奨励する必要はない。喫煙所は設置せず、一層の受動喫煙対策を進めることを求める」との趣旨でございました。このような陳情が採択されておりますので、十分配慮しつつ、実証事業に取り組んでまいりたいと考えています。

【小松崎会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問や意見がありましたらお願い申し上げます。ご挙手いただければ幸いです。

布施委員。

【布施委員】 設置者はどなたかな。経費は JT 負担となる。JT の財産であって、なおかつ道路占用でやるということでしょうか。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 位置付けは共同して調査等を行うということですが、設置者は市となります。道路占用などもございますので、JT さんからご協力、経済的なものも含めてご支援をいただき、市が実証事業を行うというスタイルでございます。

【小松崎会長】 布施委員。

【布施委員】 市がやるということですね。JTに金を出させるということですね。分かりました。

【小松崎会長】 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、ほかにご意見がなければ、今まで以外のことで何かございますか。よろしいですか。

特にないようですので、以上をもちまして本日予定しておりました議題につきましてはすべて終了となります。熱心なご議論、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうで何かございましたら、よろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 ありがとうございます。事務局より連絡事項が2点ございます。

まず1点目でございます。今回の審議会の会議録についてでございますが、作成次第各委員の皆様方にお送りさせていただきます。発言内容等に修正がございましたら、加筆修正後、事務局までお送りいただければと存じます。

2点目でございます。次回の審議会についてでございます。1月下旬に「パブリックコメント結果」及び「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（最終案）」等を議題として開催する予定としております。日時につきましては決まり次第、開催通知を各委員の皆様方に送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成28年度第3回廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。

お忘れ物のないようお気を付けてお帰りください。本日は大変ありがとうございました。

午後3時35分 閉会